平成２３年（フ）第１１６号
石川県加賀市山中温泉南町ロ83番地１コーポ辻303号室、従前の住所石川県加賀市山代温泉への51番地５
債務者　山崎　美月
1　決定年月日時　平成23年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第４８９号
埼玉県川越市南通町５番地61、申立時の住所福井市順化２丁目８番１号
債務者　間　　知義
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２６０号
福井市木田町14番地１　サカエハウス木田202号室
債務者　中川佐和美
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３４１号
福井県越前市向新保町第10号９番地の24、旧住所福井県鯖江市下河端町第66号66番地
債務者　髙瀬　高子
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５６号
福井県敦賀市野神１号22番地
債務者　松本　浩平
1　決定年月日時　平成23年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２３年（フ）第２４６２号
名古屋市東区大幸３丁目16番24号　三幸ビル402号
債務者　長野　朝美
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２７１２号
名古屋市瑞穂区妙音通２丁目41番地の２　瑞音ハイツ606号
債務者　山田　杏美（旧姓川村）
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２７３９号
名古屋市千種区高見１丁目12番２号
債務者　松岡　恭子
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３４号
徳島県阿南市下大野町太平133番地17
債務者　片山　千鶴
1　決定年月日時　平成23年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２３年（フ）第５０４号
高知県香南市野市町西野2530―１　レオパレスグリーンパルのいちⅡ　101号室、住民票上の住所高知県香美市土佐山田町神母ノ木412番地４
債務者　恒石　　暁
1　決定年月日時　平成23年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５５７号
高知市桜井町２丁目６番13号
債務者　傍士　隆司
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５９０号
高知市吉田町６番17号　メイポール201
債務者　筒井　明子
1　決定年月日時　平成23年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６０８号
高知県土佐市蓮池2157番地９
債務者　川澤　　英
1　決定年月日時　平成23年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１７３号
福岡県飯塚市菰田東２丁目15番14号
債務者　金丸　洋幸
1　決定年月日時　平成23年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第８３号
佐賀県唐津市鏡2468番地３
債務者　黒崎　一樹
1　決定年月日時　平成23年11月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第１８３号
宮崎県日向市大字日知屋16348番地１
債務者　岡　トシヱ
1　決定年月日時　平成23年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第６２８号
熊本市小島５丁目18番37号
債務者　中道久美子
1　決定年月日時　平成23年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部